

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の定款の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業の認可

数人が共同して行う土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (四件)

土地改良事業の認可

入会林野整備計画の適否の決定

土地取用法による事業の認定

県道の路線の認定

道路の区域の決定

道路の区域の変更

道路の供用の開始

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

都市計画法第六十六条による告示

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

◇教委告示 鳥取県立高等学校募集生徒数

鳥取県指定天然記念物の指定の解除

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和
五十四年七月鳥取県条例第二十七号）中別表第一の改正規定のうち第一種
県営住宅の表の渡団地に関する部分の施行期日は、昭和五十四年十二月二
十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和
五十四年十月鳥取県条例第三十八号）の施行期日は、昭和五十四年十二月
二十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二
月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

青木第十 二六、四〇〇円

を

青木第十	二六、四〇〇円
渡	二六、三〇〇円
末恒第十	二七、六〇〇円
和田第三	二六、三〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大山北部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事	青 木 隆 介	西伯郡大山町国信九六六
"	森 田 潔	三四三
"	堀 利起夫	三六四
"	提 島 明	三八五―二
"	林 原 隆 英	末吉五八八
"	林 原 四 郎	四七一

大山北部土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事	青 木 隆 介	西伯郡大山町国信九六六
"	森 田 潔	三四三
"	堀 利起夫	三六四
"	提 嶋 明	三八五―二
"	林 原 隆 英	末吉五八八

任期満了により退任

"	林 原 成 美	二六
"	車 和 則	末長四七一
"	中 上 唯 雄	五四
"	山 根 克 一 郎	稻光一六
"	山 根 秀 範	六
"	山 根 健 寿	上野一八三
"	福 留 叢	一九六
"	今 井 宏 史	福尾五五三
"	入 江 正 雄	唐王七三四
"	奥 田 一 憲	長田三三〇
"	入 江 博	二九七
"	入 江 裕 昭	上万五六九―一
監 事	辻 田 裕 昭	国信三一五
"	勝 部 益 夫	末吉五六〇
"	朝 妻 宗 治	上野二〇〇

林原四郎	四七一
林原成美	二六
車和則	末長四七一
中上唯雄	五四
山根克一郎	稻光一六
山根秀範	上野一八三
山根健壽	一九六
福留叢	福尾五五三
今井宏史	唐王七三四
辻田裕昭	国信三一五
勝部益夫	末吉五六〇
朝妻宗治	上野二〇〇

昭和五十四年九月二十二日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、同年十月四日就任 任期四年

大原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 村上 謙 倉吉市大原二七〇

昭和五十四年十二月二日死亡により退任

鳥取県告示第千五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山北部土地改良区の定款の変更を昭和五十四年十二月二十一日

認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五百五十八号

東鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（広瀬地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月十八日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五百五十九号

東伯郡北条町大字江北一六七五一山崎昇ほか十九人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（東新田場地区は場整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百六十号

昭和五十四年十月二十六日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(才ノ木地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十一号

昭和五十四年十一月十六日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(福長地区暗きよ排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に定し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十二号

昭和五十四年十一月二十日付けで米子市から申請のあつた土地改良(福万地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六百六十三号

昭和五十四年十一月二十日付けで米子市から申請のあつた土地改良(二本木(洞川)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六百六十四号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(青谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六百六十五号

八頭郡船岡町大字見槻中一三八番地の二見槻中地区入会林野整備組合組合長中尾眺明から申請のあつた見槻中地区入会林野整備計画については、昭和五十四年十二月十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条

第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

見槻中地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月二十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立德吉墓地新設事業

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市徳吉字道登り地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第千百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七條の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	起	終	重要な経過地
4	千谷蕪島線	(兵庫県)美方郡温泉町千谷	岩美郡岩美町蕪島	
249	両三柳二本木線	米子市両三柳	米子市二本木	
250	両三柳後藤停車場線	米子市両三柳	米子市後藤停車場	

鳥取県告示第千百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十四年十二月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	千谷蕪島線	岩美郡岩美町字蕪島上土居一〇三一番地先から同町兵庫庫境まで		八・八 六七・五	二、五三七・〇

鳥取県告示第千百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十四年十二月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区	間	変更前後敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	麻生国府線	八頭郡那家町大字別府字前河原一、二番一地从先から同町大字延命寺字大木花五一〇番一地从先まで		六・〇 一〇・五	一、三三〇・〇
郡家線	中河原郡家線	八頭郡那家町大字延命寺字字ノ前二番一地从先から同大字大橋一五〇番二地先まで		五・五 一〇・五	三六七・〇
				八・九	三六四・〇

鳥取県告示第千七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十四年十二月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	麻生国府線	八頭郡郡家町大字別府字前河原一二二番 一地从り同町大字延命寺字大木花五一 〇番一地从りまで	昭和五十四年 十二月二十五日
"	夜見彦名米 子停車場線	米子市彦名町字大吉四、一〇〇番地先か ら同市彦名町字神社前一、二六五番地先 まで	"

鳥取県告示第千七百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年十二月十二日 鳥取県指令受都計第八百七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古市字上寺屋敷（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古市一八五番地

三洋製紙株式会社

代表取締役 秋山 実

鳥取県告示第千七百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三―二―三号南駅口富安線

三 事業施行期間

昭和五十四年十二月二十五日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

鳥取市東品治町、富安二丁目及び扇町地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第千七百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による鳥取都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三―四―七号停車場卵垣線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所のある地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分

鳥取市吉方、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目及び立川町五丁目地

内

2 使用の部分

なし

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の赤碓高等学校の項中

二五二人	一七〇人
------	------

を

二九四人	八〇人
------	-----

に改

める。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

昭和五十五年鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

昭和五十五年鳥取県立高等学校募集生徒数(募集定員)

高等学校名		課程名		学 科 名		募集生徒数	所 在 地
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	四二〇人	鳥取市立川町五丁目二〇		
鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科 家庭学科	普通科 家政科	四二〇人 八〇人	鳥取市東町二丁目一二二		
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科 経理科 情報処理科 機械科 電気科	一六〇人 四〇人 四〇人 七六人 七六人	鳥取市湖山町北二丁目四〇一		

		八頭高等学校		岩美高等学校		鳥取農業高等学校				鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校		
		全日制課程		全日制課程		全日制課程				全日制課程				全日制課程		
		家庭学科	普通学科	普通学科		農業学科				工業学科				工業学科		
農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金属工業科		
三八人	四〇人	四六二人	一六八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	三八人	三八人	三八人		
		八頭郡家町大字久能寺七二五		岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二		鳥取市湖山町南三丁目八四八				鳥取市湖山町北三丁目二五〇				鳥取市生山一一一		

倉吉工業高等学校			倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校		
全日制課程			全日制課程			全日制課程				全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程		
工業学科			家庭学科	商業学科		農業学科				普通学科	普通学科	普通学科	農業学科		
電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科	木材加工科	林業科
三八人	三八人	七六人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人	八〇人			二五二人	二九四人	二一〇人	三八人	三八人	三八人
倉吉市小田字下前田二〇四の五			倉吉市上井四三〇			倉吉市大谷一六六				倉吉市秋喜字清水二〇	倉吉市下田中六一の一	気高郡青谷町大字青谷二、九二二	八頭郡智頭町大字智頭七一の一		

根雨高等学校		境港工業高等学校					境水産高等学校					境高等学校		西部農業高等学校			
全日制課程		全日制課程					全日制課程					全日制課程		全日制課程			
商業学科	家庭学科	普通学科		工業学科					商業学科	水産学科				家庭学科	普通学科	農業学科	
商業科	家政科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	商業科	機関科	無線通信科	食品製造科	海洋科	家政科	普通科	生活科	農芸化学科		
四〇人	四〇人	一六八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人	二五二人	三八人	三〇人		
日野郡日野町根雨字馬子田三二〇		境港市竹内町九二五					境港市巾野町二〇〇〇					境港市上道町八二二		西伯郡淀江町大字福岡二四			

合 計	(定時制課程計)						(全日制課程計)				
	境高等学校	米子東高等学校	倉吉東高等学校	鳥取農業高等学校 美和分校	鳥取西高等学校		日野産業高等学校	全日制課程		農業学科	
	定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程	定時制課程 (夜間)		農業学科	生活科	農林畜産科		
	普通学科	普通学科	普通学科	農業学科	商業学科	普通学科	生活科	農林畜産科			
	普通科	普通科	普通科	生活科	畜産科	商業科	普通科				
	四〇人	四〇人	四〇人	三八人	四〇人	四〇人	三八人	三八人			
	境港市上道町八二二	米子市勝田町一	倉吉市下田中六一の一	鳥取市源太一二	鳥取市東町二丁目一二二		日野郡日野町黒坂一、一〇七				
六、九五〇人	二三八人						六、七二二人				

鳥取県教育委員会告示第十七号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十一条第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
泊のイザリマツ	一本	東伯郡泊村泊字後島 一五〇四―一	灘郷神社 代表者 若本 一
平のてんまりマツ	一本	西伯郡大山町平字下河原 八二	平部落 代表者 渡辺好夫